

みんなで気持ちよく使うための

大町広場の利用ルール

平成27年7月

問い合わせ先・使用許可申請先

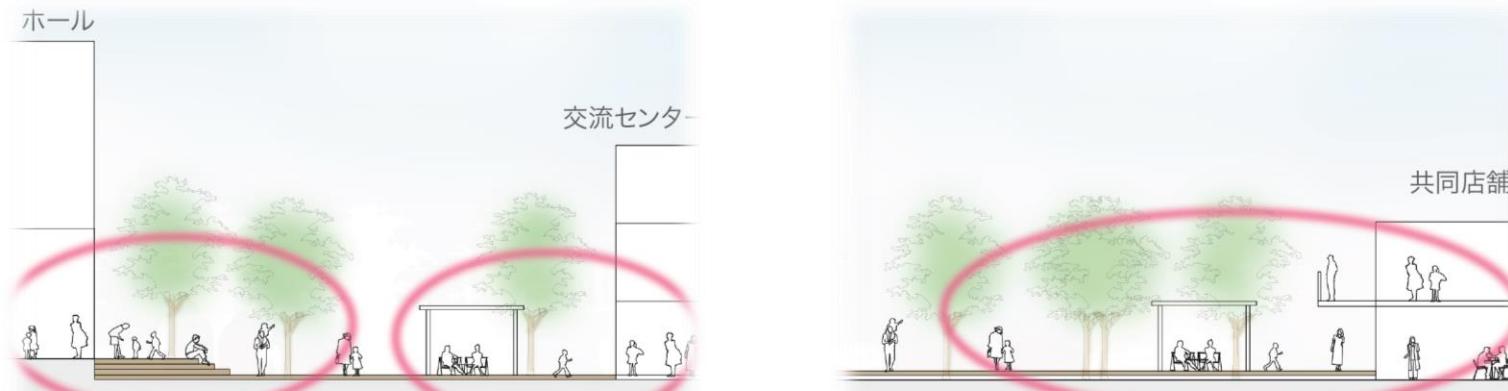
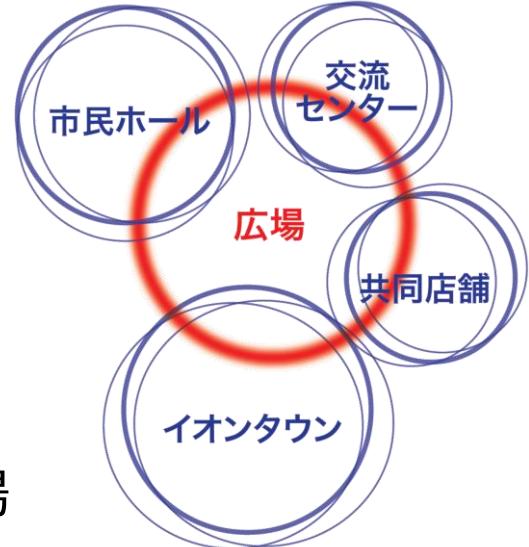
広場管理者　釜石市 建設部 都市計画課
連絡先　電話 0193-22-2111 内線431、432
Fax 0193-22-3606
Mail tosi@city.kamaishi.iwate.jp

大町広場の空間デザイン

- ・一人でも居られる場所であり、多くの人が訪れる場所
- ・多様な施設に囲まれ、様々な人が何かのついでに訪れる場所
- ・誰もがお気に入りの空間を見つけられる場所
- ・地域の人だけでなく、外から来る人も連れていきたい場所

- ・明るい木立の下に色々な居場所がある広場
- ・木立にやわらかく包まれた気持ちの良い広場
- ・四季折々の季節感をもたらす広場

- ・積み重なった地面が少しずつずれて沢山のスペースが生まれる広場
- ・重なりを利用して色々な使い方が出来る広場



広場の楽しみ方

平日の昼間

- ・買い物帰りの休憩、コーヒーを飲みながら仕事の打合せなど

平日の夕方

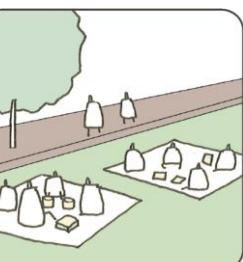
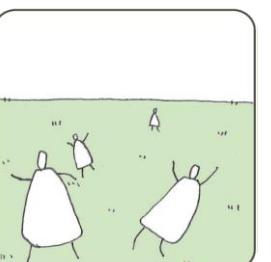
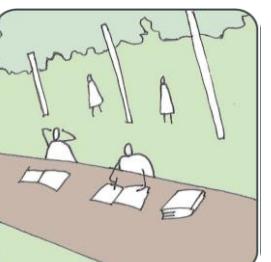
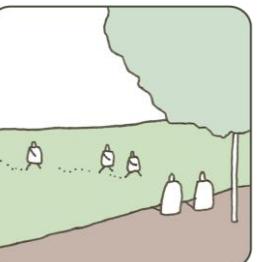
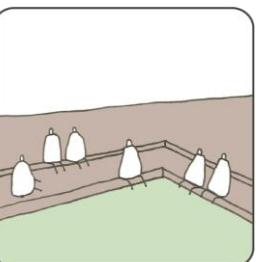
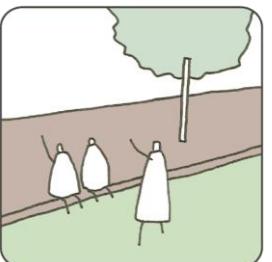
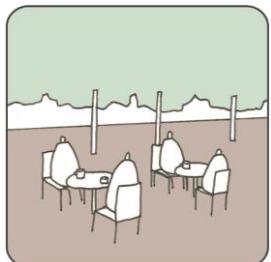
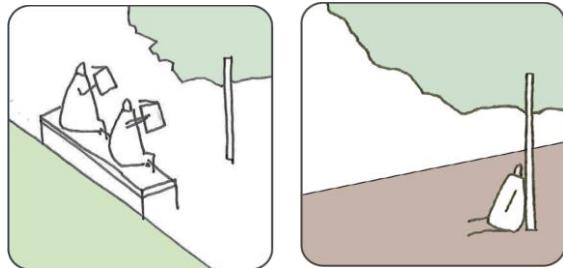
- ・学校帰りに友達と待ち合わせ、デッキに座ってギターの練習、スタジオでスマホゲームなど

休日

- ・家族でランチ、芝生で遊ぶ子ども達を見ながらおしゃべり、ビールを飲みながら休憩など
- ・デッキに座って読書、芝生に寝ころんで休憩、ヨガの練習など

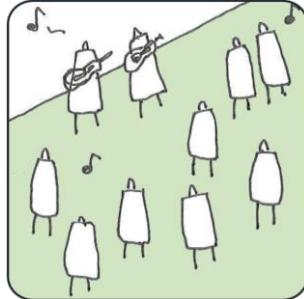
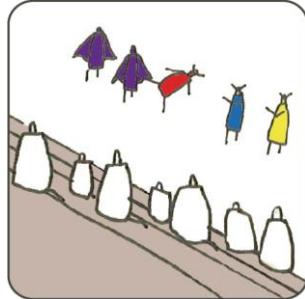
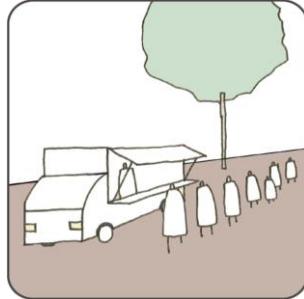
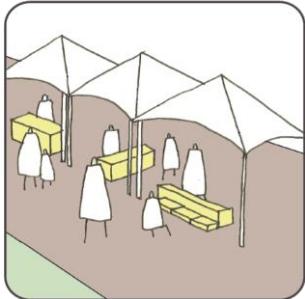
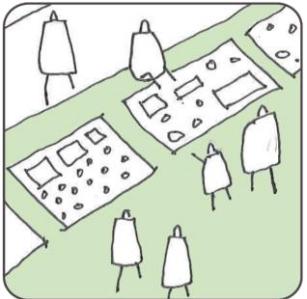
イベント

- ・デッキや階段に座ってレンジャーショーの観覧など
- ・フリーマーケットで買った小物をスタジオでお披露目など



許可が必要な楽しみ方

- ・フリーマーケット、マルシェ、募金活動、署名活動など
- ・販売を目的とした写真や映画の撮影、TV番組やコマーシャルの撮影など
- ・広場の全部や一部を独占的に使用する興行イベント、音楽イベントなど



- ・近隣住民や他の利用者、通行人の迷惑となることはやめましょう
- ・イベント等の利用後は掃除をして、ゴミは持ち帰りましょう
- ・イベント等の看板類は樹木に取り付けないでください

※参考「釜石市都市広場条例（抜粋）」
(行為の制限)

第5条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画等の撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会、音乐会その他これに類する催しを行うこと。

広場で出来ないこと

- ・汚損、損傷、破壊、工作物の設置
- ・樹木や草花の採取
- ・自動車やバイクの乗り入れ ※バイクは降車し押してください
- ・キャンプ、寝泊まり、たき火 ※BBQはホットプレート等の電化製品を使用してください
- ・ペットの放し飼い、フンやおしっこなど
- ・スケートボード、インラインスケートなど
- ・近隣住民の迷惑となる夜間の大音量や異臭などを発生させること

※参考「釜石市都市広場条例（抜粋）」

(禁止行為)

第11条 広場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 広場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (6) たき火及び野営をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

釜石市大町広場（南側広場）平面図

至青葉通り

名 称 : 釜 石 市 大 町 広 場
(南 側 広 場)

位置：釜石市大町一丁目
(一丁目28番の一部)

面 積 : 約 0.23ha

